

第一部

東村山市特別支援教育推進計画について

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 第一次実施計画の成果と課題

第1章 計画の基本的考え方

1 計画の目的

この計画は、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育環境の整備や、学校・教員の専門性の向上、市民への理解啓発など、これからの本市における特別支援教育推進体制の充実について総合的な視点から計画化するものであり、児童・生徒等の将来の社会参加・自立に向けて、市教育委員会として全力を傾けてその推進にあたるものです。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「学校教育法の一部を改正する法律」（平成18年6月21日公布、平成19年4月1日施行）に基づき通知のあった「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日付、19文科初第125号通知）に基づいて東村山市における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにするものです。
- (2) この計画は平成19年3月に策定した「東村山市特別支援教育推進計画（第一次実施計画）」のうち平成22年度からの計画について見直し策定したものです。
- (3) この計画は、「東村山市総合計画」の基本目標である「明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち」を実現するための施策として位置づけます。
- (4) この計画は、「東村山子育てレインボープラン次世代育成行動計画」の特別支援教育の推進・充実を担う計画として位置づけます。

3 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成24年度の「長期計画」のうち、平成22年度から平成24年度についての「第二次実施計画」とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

計画の区分	計画期間	計画の策定時期
第一次実施計画	平成19年度～21年度	平成19年3月
第二次実施計画	平成22年度～24年度	平成22年3月

4 計画の考え方

- (1) 基本理念や基本的な方向は、「東村山市特別支援教育推進計画（第一次実施計画）」を踏襲します。
- (2) この計画では「東村山市特別支援教育推進計画（第一次実施計画）」にあった用語の説明は省略します。

1 幼稚園・保育園と小学校との連携及び小・中学校の連携の充実に向けて

- ◇ 特別支援教育運営委員会・特別支援教育部会において、特別支援教育コーディネーター研修や、就学支援シート・個別指導計画など具体的な課題について研究を行ってきました。その結果就学支援シート、個別指導計画について東村山市の様式を作成することができました。また、啓発部会では、障害についての理解・啓発について研究を行い啓発授業を実施してきました。特別支援学級担任会においては、交流及び共同学習の促進を研究してきました。各部会とも心身障害教育から特別支援教育に転換されたことによる問題や課題の解決に具体的な取組を行い、東村山市全体への情報を発信することができました。
- ◇ 特別支援教育連絡協議会において、就学支援シートのモデル実施など幼稚園・保育園と小学校の連携について実践し、今後の連携の在り方について検証を行いました。
- ◇ 個別指導計画及び個別の教育支援計画について研究を行い、各校で活用し、一人一人のニーズを把握して適切に指導・支援していくことに努め、保護者や関係機関との連携に役立てました。
- ◆ 特別支援教育運営委員会の内容が十分に活用しきれていないなど、東村山市における特別支援教育運営委員会の役割を確認する必要がある。
- ◆ 特別支援教育連絡協議会において、会議時期など有効的な運用の方法を検討する必要がある。
- ◆ 特別支援教育運営委員会において決定した、個別指導計画の様式について検証する必要がある。

2 保護者等に対する相談体制の充実に向けて

- ◇ 就学相談において、相談だけに留まらず、その後の支援をつなぐことの実践を行いました。
- ◇ 就学時健康診断の準備検査内容を研究し、就学後を見越した検査内容の実践を行った。また、就学時健康診断時に保護者と面談をすることにより学校における相談体制の周知を図ることができました。
- ◇ 特別支援教育に関する研修を年次研修に導入し、また特別支援教育コーディネーターだけでなく教員の資質の向上に努めました。
- ◇ 各校において校内委員会を組織し、役割の強化を図りました。
- ◇ 都立特別支援学校のコーディネーターによる巡回相談を実施し、専門性を学び支援に役立てました。また、幼稚園・保育園における特別支援教育の推進についても巡回相談を活用しました。
- ◇ 副籍制度について、年次計画をもって実施を推進してきました。特別支援学校の児童・生徒について間接的な交流だけでなく、直接的な交流の拡大・充実も図りました。

- ◆就学相談の申し込み状況をみると、就学前施設や小学校との情報交換について、一層の連携が必要である。
- ◆教員や特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るとともに、その力を学校内で活用していく校内委員会の充実について、具体的な立場をさらに検証していく必要がある。
- ◆副籍制度において、特別支援学級児童生徒について交流の具体的な方法を検証していく必要がある。

3 学校に対する支援体制の充実に向けて

- ◇特別支援教育顧問講師の活用について、各校とも工夫した取り組みを行い、成果をあげている。
- ◇都立特別支援学校コーディネーターによる巡回相談について、少しずつであるが要請をする学校が増え支援体制の充実を図っている。
- ◆特別支援教育顧問講師の派遣回数について、差があり特別支援学級非設置校において継続した相談が難しく、具体的な策を検討する必要がある。

4 学校の指導体制の充実に向けて

- ◇教員サポーターについて、非常に高い成果と評価を得ている。人数についても順次拡大を図っている。
- ◇学生ボランティアについては、学校や児童生徒との間に信頼関係が築かれ成果をあげている。
- ◆支援が必要な児童生徒の数と、教員サポーターの配置時間に開きがあり、教員サポーターが配置できない時間について、学校内での支援に苦慮している。
- ◆学生ボランティアの人員確保に向けて、近隣大学等との連携など、もっと積極的に取り組んでいく必要がある。

5 特別支援学級の充実に向けて

- ◇特別支援学級担任の専門性を生かし、通常の学級の担任との連携や、児童生徒への支援を行ってきた。また、「交流及び共同学習」を実践してきた。
- ◇特別支援学級担任会主催の事業や、他市町村との連携の中で、特別支援学級の活動の充実をはかり、活動内容を広く知ってもらうための取り組みを行ってきた。
- ◇特別支援学級在籍児童生徒について、自力通学の推進ために通学区域弾力的運用、就学援助費による通学費の支給など行ってきた。
- ◇在籍する児童生徒の状況や校舎改修工事などに合わせて可能な限り施設を整備してきた。
- ◆特別支援学級担任の専門性を生かし、通常の学級への支援ができる環境を検討していく必要がある。
- ◆市内の児童生徒数の推移や、空き教室の状況などにより、通級指導学級の設置予定校を決めることについて、継続課題となった。
- ◆自力通学を推進しているが、距離や公共交通事情などから自力通学が難しい場合がある。通学バスの継続を視野にいれながら、在り方について検証する必要がある。